国税審議会

主管省及び庶務担当部局課　国税庁長官官房総務課、人事課、課税部酒税課

電話番号　(03)3581-4161(代表)

ホームページ　https://www.nta.go.jp/about/council/kenkyu.htm

根 拠 法 令　財務省設置法第21条

設 置 年 月 日　平成13年1月6日

所 掌 事 務

1．国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議

2．実務補習団体等が実施する税法に関する研修の指定、税理士試験の受験資格の認定の審議、試験科目の一部免除の認定の審議、税務職員等に係る研修の指定・検証及び税理士試験の執行

3．税理士等の懲戒処分等の審議

4．酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合、公正な取引の基準、酒類の製法・品質等の表示の基準及び重要基準の審議

5．酒類業者における酒類の製造（又は輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後の命令、酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告後の命

令及び酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること

分科会等

＜分科会＞

１．国税審査分科会

（所掌事務）国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議

２．税理士分科会

（所掌事務）

①　実務補習団体等が実施する税法に関する研修の指定、税理士試験の受験資格の認定の審議、試験科目の一部免除の認定の審議、税務職員等に係る研修の指定・検証及び税理士試験の執行

②　税理士等の懲戒処分等の審議

３．酒類分科会

（所掌事務）

①　酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合、公正な取引の基準、酒類の製法・品質等の表示の基準及び重要基準の審議

②　酒類業者等に対し以下の命令を行うにあたり意見を述べること

・　酒類業者における酒類の製造（又は輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分であ

る場合における指示（又は勧告）後の命令

・　酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告後の命令

・　酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令

委員＜定数＞　20 人以内（学識経験者）

うち常勤　なし

＜任期＞　２年

＜氏名＞　秋葉　賢一（早稲田大学大学院会計研究科教授）

石田　千（作家、東海大学文化社会学部文芸創作学科特任教授）

遠藤　みどり（元東京高等検察庁検事）

大倉　治彦（日本酒造組合中央会会長）

太田　直樹（日本税理士会連合会会長）

鹿取　みゆき（信州大学特任教授、一般社団法人日本ワインブドウ栽培協会代表理事、フード＆ワインジャーナリスト）

川北　力（公益財団法人ソルト・サイエンス研究財団理事長）

川嶋　三恵子（株式会社読売新聞東京本社論説委員）

河村　芳彦（株式会社日立製作所）

木村　純子（法政大学経営学部教授）

○小関　卓也（山形大学農学部教授）

小林　健彦（日本税理士会連合会相談役）

◎○佐藤　英明（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
立道　昌幸（東海大学医学部教授）
手島　麻記子（株式会社彩食絢美代表取締役、公益財団法人日本醸造協会理事、食文化研究家・日本酒スタイリスト（日本酒造組合中央会認証））
○土居　丈朗（慶應義塾大学経済学部教授）
中川　丈久（神戸大学大学院法学研究科教授）
中空　麻奈（BNP パリバ証券株式会社グローバルマーケット統括本部副会長、チーフクレジットストラテジスト、チーフ ESG ストラテジスト）
廣重　美希（一般社団法人消費者力開発協会理事・事務局長）
藤谷　武史（東京大学社会科学研究所教授）

諮問・答申事項等

・税理士懲戒処分事案の審議（R4.4.18 諮問、R4.6.2 答申）
・税理士懲戒処分事案の審議（R4.11.10 諮問、R4.12.15 答申）
・税理士懲戒処分事案の審議（R5.4.25 諮問、R5.6.16 答申）
・税理士懲戒処分事案の審議（R5.11.13 諮問、R5.12.14 答申）
・清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正について（R4.6.14 答申）
・酒類における有機の表示基準を定める件の廃止について（R4.8.24 答申）
・酒類の表示の基準における重要基準を定める件の一部改正に

ついて（R4.8.24答申）